

上尾市保健センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 1 3 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 7 号

上尾市保健センター管理規則の一部を改正する規則

上尾市保健センター管理規則（昭和 5 6 年上尾市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「利用を開始しようとする日の前日」を「利用しようとする日前 7 日」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。